

インフルエンザ出席停止期間

インフルエンザと診断された場合の出席停止期間は
学校保健安全法施行規則で次のように定められています。



**発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日
(幼児にあっては3日)を経過するまで**

【幼児】

	発症日								
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
発症後1日目に解熱した場合	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	解熱後3日目	発症後5日目	登園可能 		
出席停止期間									
発症後2日目に解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	解熱後3日目	登園可能 		
出席停止期間									
発症後3日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	解熱後3日目	登園可能 	
出席停止期間									
発症後4日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	解熱後3日目	登園可能 
出席停止期間									
発症後5日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	解熱後3日目
出席停止期間									

その後は、解熱した日によって出席停止期間が長くなります。

※薬が効きにくい人、気管支炎などの合併症をおこす人、
治りにくい（治るのに時間がかかる）人もいますので、
体調が万全になってからの登園をお願いします。

インフルエンザ回復届出書（保護者記入）

インフルエンザの診断を受けたときは、幼稚園までご連絡ください。

ク ラ ス： _____ 氏 名： _____

受 診 日：令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日（ ）

受診病院名： _____

診 断 名： インフルエンザ（ ）型

「発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日（解熱した日を0日）を経過するまで」

の検温結果を下の表に記入して、幼稚園 事務室まで提出してください。

インフルエンザに関しては、登園許可書の提出は必要ありません。

出席停止期間中の体温測定結果（発症とは最初に発熱した日）

※午前中は体温が下がっているため、日が沈んだ後、夕飯前あたりの検温がおすすめです。

平熱（ ）℃

	発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目
月 日 ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()
タ (時頃)	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃

白梅幼稚園 園長殿

上記の通り、発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過して
体調が回復しましたので登園させます。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 保護者 _____

◎添付書類：診断を証明できる書類を回復届出書の裏面に貼付してください。

（インフルエンザ治療薬の掲載された診療証明書や処方箋（薬の説明書）等のコピー）

◎提出先：事務室